

公共債・公社債投資信託の税制が大きく変わります

特定口座のご利用をおすすめします

平成28年1月より、以下のとおりに公共債・公社債投資信託の税制が変わります。

この税制変更に伴い納税手続きが煩雑となりますが、平成28年1月以降、公共債・公社債投資信託を特定口座で管理すると、確定申告が不要または簡易になり便利です。

ぜひこの機会に特定口座の開設をご検討ください。

改正前

利子・収益分配金

- 源泉分離課税 20.315%
- 株式投資信託との損益通算不可

譲渡損益

- 原則、非課税
- 株式投資信託との損益通算不可
- 譲渡損失の繰越控除不可

償還差益

- 総合課税（雑所得）
- 株式投資信託との損益通算不可

平成28年1月

改正後

申告分離課税 20.315%

- 譲渡益、償還益は原則として確定申告が必要
- 株式投資信託との損益通算が可能
- 譲渡損失の3年間の繰越控除が可能

表示の税率には、復興特別所得税0.315%を含みます。

よくあるご質問

Q1 申告分離課税とは何ですか？

A1 確定申告の際に、給与所得等の他の所得と合算せず、その所得のみで税額を計算する制度のことです。

Q2 申告分離課税の場合、必ず確定申告をしなければなりませんか？

A2 源泉徴収された公共債・公社債投資信託の利子所得については確定申告しないことが選択できますが、譲渡益や償還益については、原則として確定申告が必要となります。

Q3 個人向け国債は譲渡益が発生しませんが、特定口座で管理する必要はありますか？

A3 他の保有商品と損益通算することができますので、特定口座で管理することをおすすめします。

Q4 特定口座で管理しない公共債・公社債投資信託はどうなりますか？

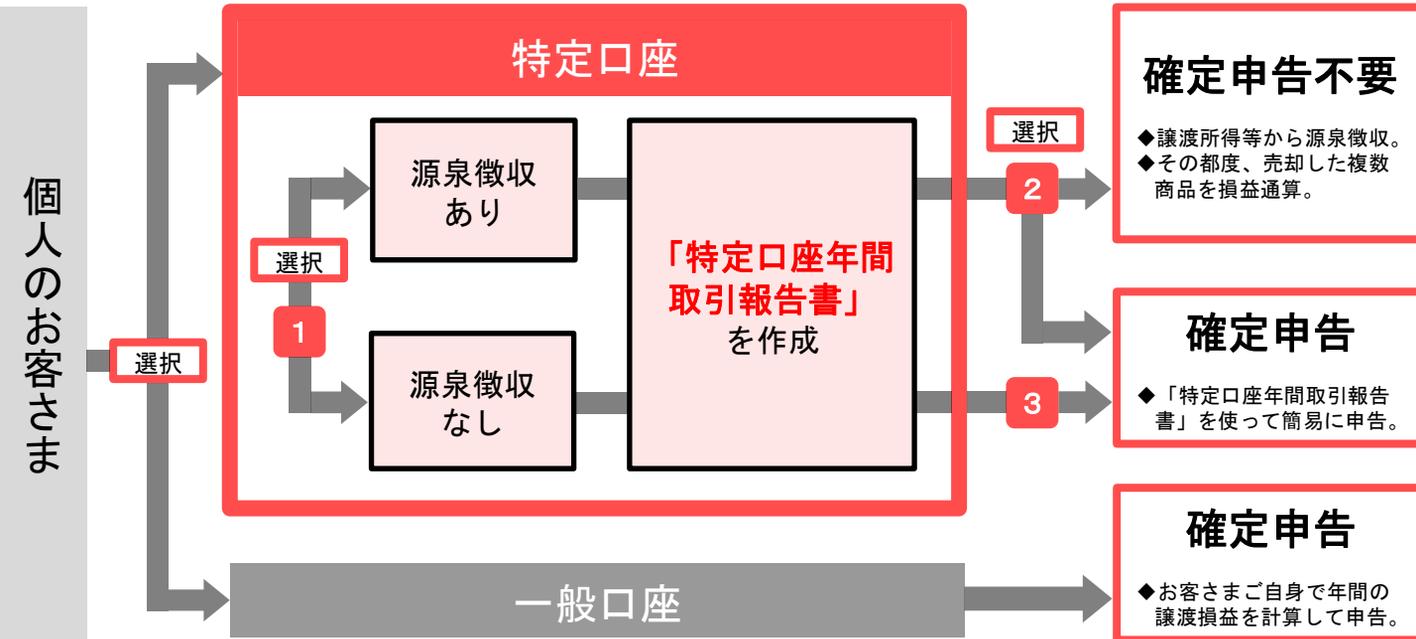
A4 一般口座で管理することになりますので、お客さまご自身で譲渡損益等を計算していただく必要があります。

Q5 保有している公共債を平成27年中に売却する場合と、平成28年以降に売却する場合の税務上の取扱いの違いはありますか？

A5 売却益は平成27年分は非課税扱、平成28年以降は課税扱となります。また、売却損は平成27年分は損益通算、繰越控除ともできませんが、平成28年以降はこれらを適用することができます（確定申告が必要です）。

特定口座のしくみ

特定口座をご利用いただくと確定申告が不要または簡易になります。



1 特定口座には「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の2種類があり、開設時にどちらかをご選択いただけます。

※源泉徴収方法の変更は、その年最初の売却取引等（解約・買取・償還）まで可能です。但し、分配金について「源泉徴収ありの特定口座」を指定の場合、その年最初の分配金のお受取り後は年内の源泉徴収方法の変更はできません。

2 「源泉徴収あり」の場合は、売却・償還の都度、八十二銀行で税額の計算、源泉徴収・還付を代行するため、お客さまの納税手続きは不要になります。（他の金融機関の口座の譲渡損益や配当所得と損益通算をしたい場合など、必要に応じて確定申告も可能です）

3 「特定口座年間取引報告書」を年1回お客さまにお送りしますので、確定申告をする場合でも申告が簡易になります。

【 特定口座のご留意事項 】

- 特定口座の開設は、国内にお住まいの個人のお客さまのみとなります。（1金融機関に1口座のみ。預入れできるのは当行でのご購入分が対象です）
- 特定口座の譲渡損益計算や税額計算の基準日は受渡日となります（お申込日・約定日ではありません）。また、対象となるお取引は、年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引です。
- 特定口座を開設する前に行われたお取引につきましては、特定口座としての譲渡損益計算や、税額計算の対象とすることができません。
- 確定申告により、配偶者控除や扶養控除等に影響がある場合があります。また国民健康保険の保険料は自治体によって計算方法が異なるため、確定申告によって保険料が変わることがあります。詳しくは最寄りの税務署や自治体へお尋ねください。
- 特定口座をご利用いただく際には、必ず八十二銀行特定口座約款をご参照ください。

（平成27年6月1日現在）